

所定疾患施設療養費算定状況

所定疾患施設療養費について

1. 対象となる入所者の状況は次の通りです。

- ・肺炎
- ・尿路感染症
- ・带状疱疹
- ・蜂窩織炎

2. 上記で治療が必要となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に算定します。また1回に連続する10日を限度とし、月1回に限り算定する。

3. 診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載する。

4. 算定開始後は、治療の実施状況について公表する。

診断名／年月	令和 4年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
肺炎	人数	1	3	1	1	1	1				1	2
	治療日数	7	18	10	6	8	2			10		5
尿路感染症	人数			1	2							
	治療日数			4	8							
带状疱疹	人数											
	治療日数											
蜂窩織炎	人数	1								1		
	治療日数	9								10		